

第3回の論点に対するコメントと議論いただきたい点（損保）

| | 項目 | 第3回の論点 | コメント |
|----|--------------------|---|---|
| 1 | 最良推定負債 期待現在価値計算 | <ul style="list-style-type: none"> 期待現在価値計算にあたって、原則として確率加重期待現在価値計算が求められる。 しかし、一般に死亡率、発生率等、継続率等についてはなんらかの標準的な分布が定まっているものでもないのではないか。（欧州もわが国も） 確率的シナリオの採用が全保険にわたって必ずしも必須というものでもないのではないか。保険種類の性質に応じて、重点の置き場所が異なり（金利感応度の強弱等）簡便計算の余地が大きいのではないか。 また、各種のパラメータの更新頻度についても議論したい。 | <ul style="list-style-type: none"> 損害率、事業費率等についての標準的な分布が定まっていない点は損保も同じ事情にあるが、一般的には非対称性を考慮できる対数正規分布を当てはめることが多い。 最も重要なリスクである自然災害リスクについては、工学的災害モデル等によって得られた標準的な分布がリスク管理や自然災害責準で実用化されつつある。 下記【追加論点】参照 支払備金が期中で変動するなどの既経過責任に関するリスクについては、確率論的リザージングという理論も構築されてきている。 上記のような事情を考慮すれば、国際会計基準の一般原則としては、確率加重期待現在価値計算を使用することで良いのではないかと（なお、重要性に応じて簡便な実務を適用することも検討） なお、各種パラメータの更新頻度の問題については、料率改定・料率検証の実施サイクルにもよるが、原則、毎期末に更新すべきと考える。ただし、非市場性の仮定は直接市場から観測できるものではなく、また実績の変化が確率変動によるものか、仮定の更新を要するものか見極めも必要であるため、実務上はある程度の Allowance が許容されるべきではないかと（例えば、数%の変化であれば洗い替ええない等）。 |
| 追加 | モデルの比較可能性 | | 【追加論点】使用するモデルにより結果にバラつきがある。確率加重期待現在価値の計算に使用するモデルの比較可能性を担保する方法について議論したい。 |
| 2 | 評価利率 | <ul style="list-style-type: none"> リスクフリーレートを基準とすべきと考えるが、対応資産の予想リターンを反映することは完全に排除すべきか。 運用成果還元型保険における将来リターンと評価利率の評価・設定のありかた。 | <ul style="list-style-type: none"> 比較可能性や株主に対するアカウンタビリティの観点からは、保険負債と対応資産の評価方法は整合的なものであるべき。 その意味で、市中金利により割り引くことが望ましいのではないかと？ |
| 3 | 資本コスト法の評価 | <ul style="list-style-type: none"> 資本コスト法の採用によって、以下のような影響が考えられるが、この点についてどのように考えるか。 リスクマージンは、保険料に含まれる安全割増に比べて相対的に低い水準になる。このことをどう解釈すべきか。 この結果、仮に配当負債を計上しないとすると、初年度に大きな利益を計上することになる。こうした初年度利益をどう解釈すべきか。 | <ul style="list-style-type: none"> 「保険金」に関する「プロセスリスク」だけを対象とした場合、リスクマージンが過小に計算される懸念がある。ただし、これでは対象リスクの範囲が狭い可能性がある。 リスクマージンには、保険金以外のキャッシュフロー（例えば事業費）を含めるべき。また、何らかの方法でモデルリスクやパラメータリスクも反映すべき。 それでもなお発生する初年度利益については、保守性の観点から、社外流出を抑制する仕組みを検討する必要があるのではないかと？ |

* 網掛けの項目は、特に議論の優先度が高いと思われる項目です。

| | | | |
|---|-------------|--|--|
| 4 | 配当負債の認識 | <ul style="list-style-type: none"> 将来の配当（とりわけ利差益配当）は、どのような前提のもとで算出するのか。 IAIS は広範囲の配当負債計上を認めているが、IASB はより厳格に負債認定する予定と聞いている。 負債として認められるためには、より厳格な配当の事前確定性を高める必要があるが、このことは本来の有配当制度の制約になりうる懸念があるが、どう考えるか。 資本中に持たざるを得ない場合は、他の資本と性格の異なるものとなる。こうしたメザニンの位置づけを是認する必要があると思うがどうか。 | <ul style="list-style-type: none"> 配当（契約者配当、株主配当）のための会計は、必ずしも財務会計とリンクさせる必要はなく、保険業法、会社法などで制限を加えればよいのではないかと？ 財務会計を政策目的で調整すると、（株式会社においては）国際的競争力を損なう可能性がある。 ソルベンシー基準と財務会計については、極力整合した形になることが望ましいが、監督上の要請でソルベンシーマージンに算入する資本項目を制限することは当然に想定される。 ただし、配当については、トータル・バランスシート・アプローチを前提とすれば、負債・資本どちらで認識しても、結果として所要資本に大きな差異は生じないのでは？ |
| 5 | 負債評価額変動額の認識 | <ul style="list-style-type: none"> すべて損益計算書反映と考えて良いか。 評価利率の変動に伴う部分は、包括利益と認識する考え方もあるように思われるが、こうした考え方をどう評価するか。 | <p>（この問題は、ソルベンシー基準とは無関係であるが、）</p> <ul style="list-style-type: none"> 包括利益、その他包括利益というよりは、保険負債とそれの見合資産の増減を利用者にとってわかりやすい形で表現するかという問題であると考えます。 |

